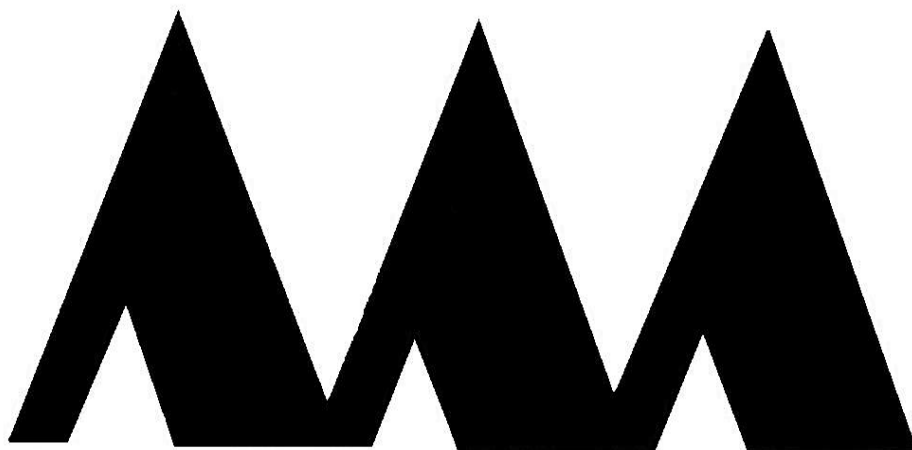


令和4年度

# 事業概要

(令和3年度事業実績)



山形県庄内食肉衛生検査所

# 目 次

## 第1章 総 説

1	山形県の概況	1
2	庄内食肉衛生検査所の沿革	2
3	庄内食肉衛生検査所の組織と機構	2

## 第2章 令和4年度 事業概要

1	職員の構成と配置	3
2	施設の概要	4
3	令和4年度 庄内食肉衛生検査所監視指導計画	5

## 第3章 令和3年度 事業実績

1	食肉衛生検査状況	
(1)	検査頭数	10
(2)	検査結果に基づく措置	10
(3)	TSE スクリーニング検査	10
(4)	試験室内検査	10
2	庄内食肉衛生検査所監視指導計画をに基づいた衛生管理指導	11
3	と畜検査員の研修	11
4	食肉衛生に関する知識の普及	11
5	食肉検査データ還元事業	11
6	検査統計	
第1表	と畜場別検査頭数	13
第2表	と畜場別病畜検査頭数	13
第3表	と畜検査頭数の年次推移（過去10年間）	14
第4表	獣畜のとさつ禁止又は廃棄したものの原因	15
第5表	TSE スクリーニング検査実施状況	16
第6表	と畜場法に基づく試験室内検査状況	17
第7表	残留抗菌性物質検査	17
第8表	畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査	17
第9表	監視指導及び行政処分	18
第10表	と畜場の衛生管理に係る検査	18
第11表	衛生講習会等の実施状況	18
第12表	食肉検査データ還元実績	18

## 第4章 調 査 研 究

## 第5章 参 考 資 料

1	と畜検査手数料の推移	20
2	と畜場の使用料・解体料	20
3	と畜場の概要	21

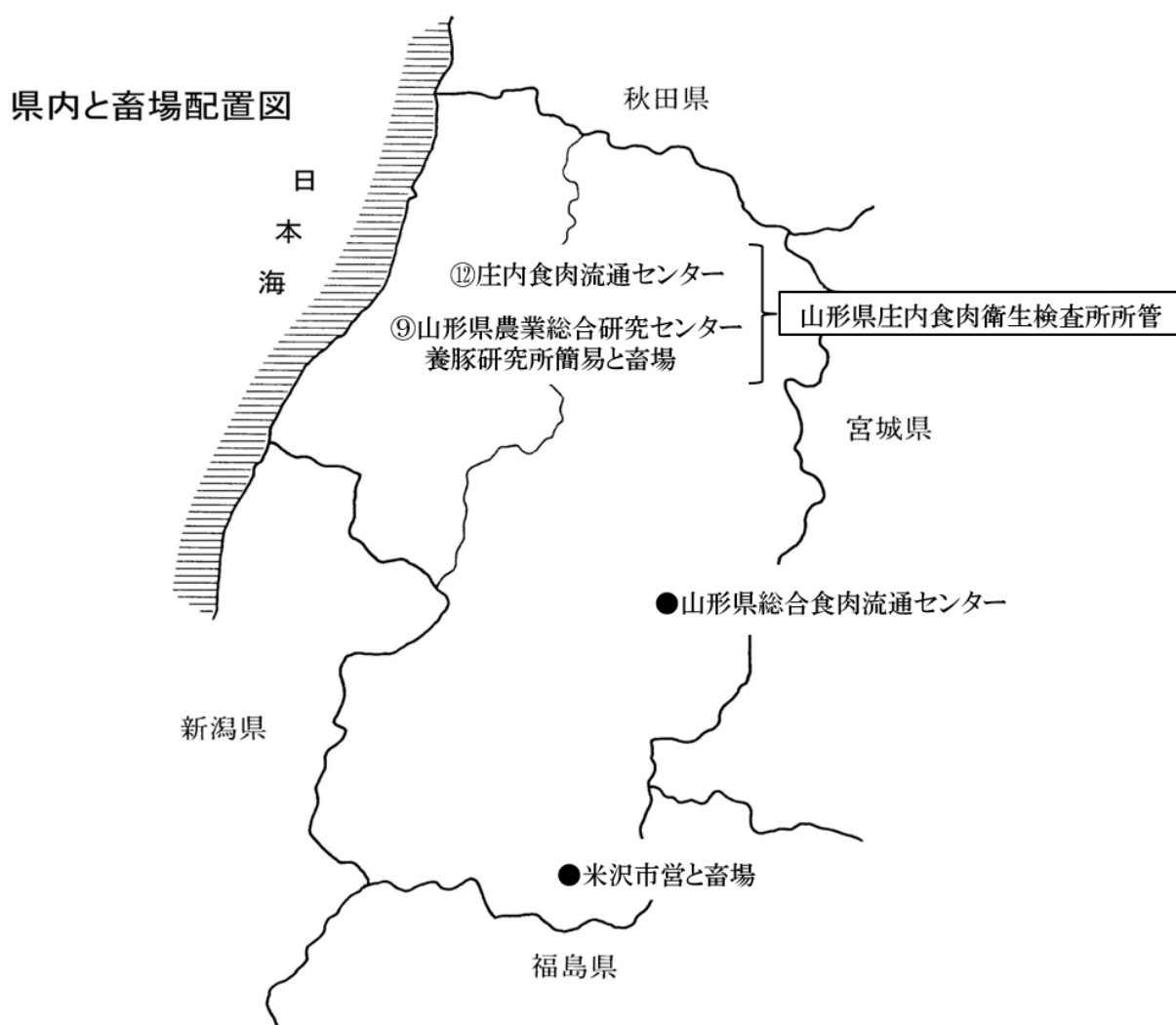
# 第1章 総説

## 1 山形県の概況

本県は本州の東北部に位置し、西北部は日本海に面している。北は秋田県、東南は宮城、福島県の両県、西南は新潟県にそれぞれ隣接し、人間の横顔のような地形をしている。

奥羽山脈と出羽丘陵との間に置賜、村山、最上の三盆地（内陸地域）をはさみ、沿岸に庄内平野を展開し（庄内地域）、これを最上川が貫通して日本海に注いでいる。

「さくらんぼ」を県の花、「オシドリ」を県の鳥、「ニホンカモシカ」を県の獣、「べにばな」を県の花、「サクラマス」を県の魚と制定し、山形県のシンボルとしている。

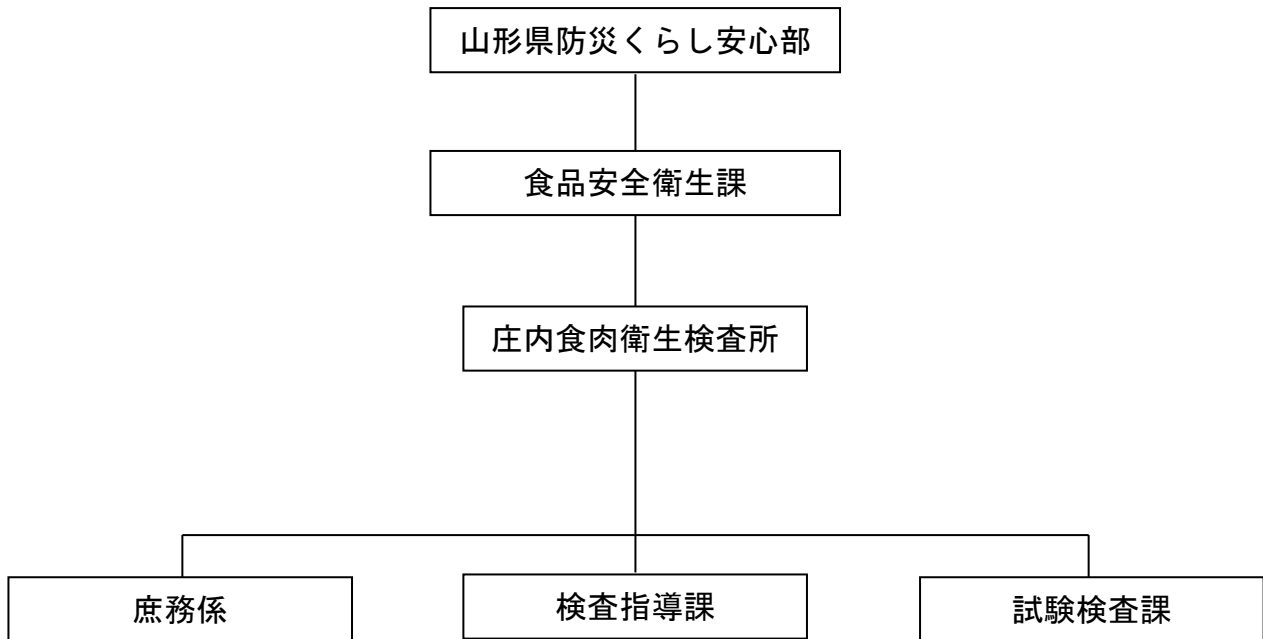


注：○印番号は、と畜場法施行規則第17条に定める検印のと畜場番号を示す。

## 2 庄内食肉衛生検査所の沿革

昭和 50 年 4 月 1 日	山形県行政機関の設置等に関する条例(昭和 44 年 3 月県条例第 2 号)の一部改正により、山形県庄内食肉衛生検査所が設置された。鶴岡市大字大宝寺字立野 503 番の 1、鶴岡市庄内食肉流通センター内に事務所を設置。酒田市食肉処理場には鶴岡から検査員が出張した。
昭和 56 年 3 月	鶴岡市大字大宝寺字立野 558 番の 1 に事務所を開設。
昭和 61 年 4 月 1 日	職員の駐在制(酒田市食肉処理場)を導入。
平成 13 年 10 月 31 日	鶴岡市庄内食肉流通センター及び酒田市食肉処理場を統廃合し、庄内食肉流通センターの新設に伴い、酒田駐在は廃止される。
平成 14 年 4 月 1 日	東田川郡余目町大字家根合字中荒田 21 番地 7(新と畜場隣接地)に事務所(現庁舎)を開設(旧庁舎は平成 14 年 3 月 31 日で閉鎖)。
(平成 13 年 12 月 31 日	鶴岡市庄内食肉流通センター廃止)
(平成 14 年 3 月 31 日	酒田市食肉処理場廃止)
平成 17 年 4 月 1 日	山形県立養豚試験場簡易と畜場が山形県農業総合研究センター畜産試験場養豚支場簡易と畜場と改称なる。
平成 21 年 4 月 1 日	山形県農業総合研究センター畜産試験場養豚支場簡易と畜場が山形県農業総合研究センター養豚試験場簡易と畜場と改称なる。
令和 2 年 4 月 1 日	山形県農業総合研究センター養豚試験場簡易と畜場が山形県農業総合研究センター養豚研究所簡易と畜場と改称なる。

## 3 庄内食肉衛生検査所の組織と機構

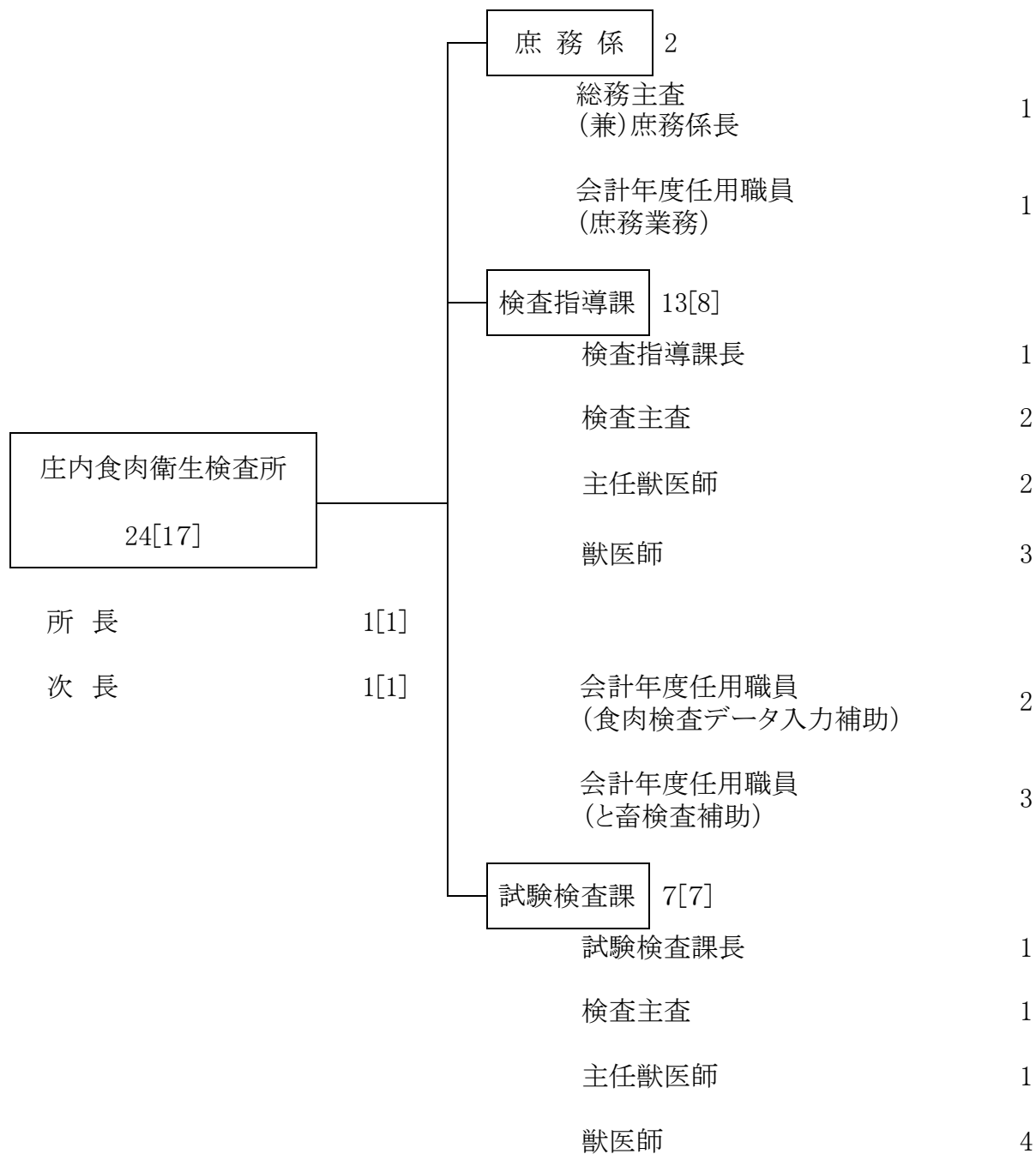


## 第2章 令和4年度 事業概要

### 1 職員の構成と配置

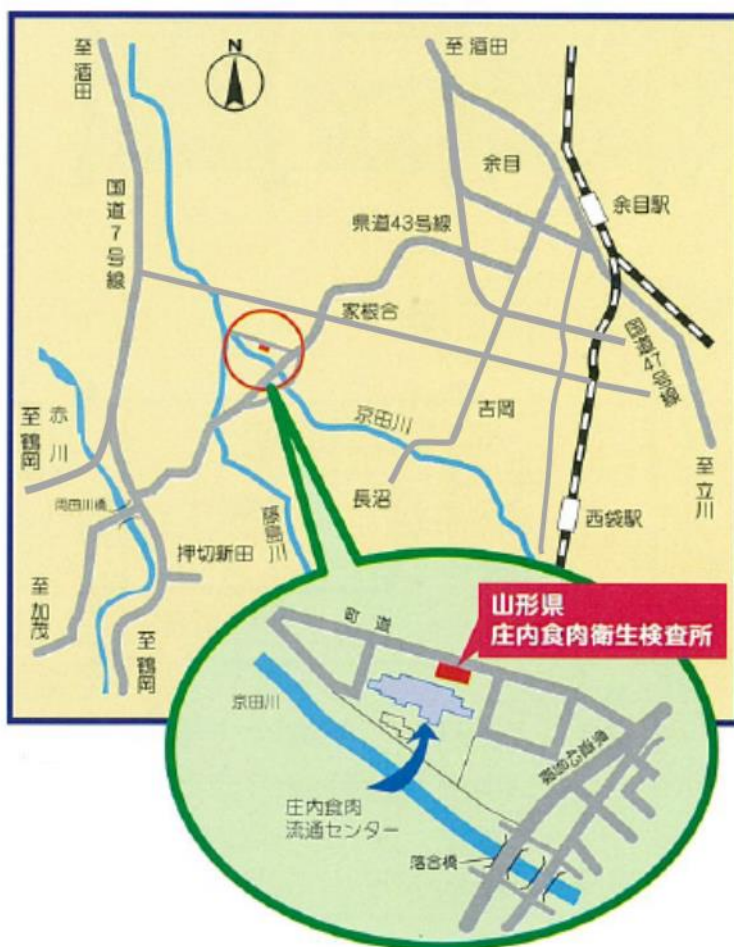
※職名、職員数は令和4年4月1日現在

※[ ]内数字は と畜検査員数の再掲



## 2 施設の概要

所在地	〒999-7762 東田川郡庄内町家根合字中荒田 21 番地 7 TEL 0234(45)1285 FAX 0234(42)3850
敷地面積	2,000.00 m <sup>2</sup>
庁舎面積	<p>本館 鉄筋コンクリート</p> <p>二階建 935.90 m<sup>2</sup> 1階 592.44 m<sup>2</sup> 2階 343.46 m<sup>2</sup></p> <p>動物室・車庫 鉄骨平屋建</p> <p>45.00 m<sup>2</sup></p> <p>計 980.90 m<sup>2</sup></p>
竣工	平成 14 年 3 月 25 日



### 3 令和4年度 庄内食肉衛生検査所監視指導計画

#### 第1 趣旨

食肉の安全性を確保し、飲食に起因する危害を防止するため、「令和4年度山形県食品衛生監視指導計画」を踏まえ、令和4年度の庄内食肉衛生検査所における監視指導計画を策定します。

##### 令和4年度重点取組み

- と畜場に搬入される家畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊)全頭に対し、適正なと畜検査を実施します。
- と畜場の衛生管理に係る外部検証を行い、従事者の自主衛生管理の意識の向上を促す指導を行います。
- 食肉の微生物等による汚染を防止するため、と畜場に付設された食肉処理施設の監視指導を実施します。
- と畜場で処理された牛肉及び豚肉の安全性を確保するため、動物用医薬品の残留検査を実施します。
- 最新の知見や食肉衛生行政の現状に即したと畜検査と監視指導が行えるよう、各種研修会、講習会等に積極的に参加し、と畜検査員の知識・技術の向上に努めます。

#### 第2 監視指導等について

##### 1 と畜検査及びと畜場の衛生管理に係る外部検証等

(1) と畜場に搬入される家畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊)全頭に対し、適正なと畜検査を実施します。

(2) と畜場の衛生管理に係る外部検証として、以下のとおり実施します。

- ① と畜場の設置者等が作成した衛生管理計画及び手順書の妥当性を確認し、必要に応じ改善を指導します。
- ② と畜場及びと畜処理の現場検査を行うとともに、と畜場設置者等が作成した記録を確認し、衛生管理計画等の確実な実施をサポートします。
- ③ 衛生指標菌を用いた微生物試験を実施します。

##### 【外部検証】

対象施設	内容	
と畜場	と畜場の設置者等が作成する衛生管理計画、手順書の確認	年1回以上
	と畜場の設置者等が作成する記録の確認	月1回以上

と畜場	と畜場及びと畜処理の現場検査	と畜処理の都度
	牛、豚の枝肉の微生物試験	月1回以上

(3) BSE特有の症状等を示す牛(24か月齢以上)、めん羊及び山羊のBSE(TSE)の検査体制を維持、確保するとともに、牛、めん羊及び山羊の特定危険部位の除去及び分別管理を徹底するよう監視指導を行います。

監視内容	実施期間
と畜業者のBSE対策に関する管理状況の確認 (特定危険部位の保管、焼却状況等の確認)	年3回以上
特定危険部位の除去及び汚染防止措置の確認 ○分別管理の状況 ○特定危険部位の除去の状況 ○特定危険部位による食肉の汚染防止対策の状況	と畜処理の都度
牛の脊柱の取扱い状況の確認 (付設食肉処理施設における脊柱の除去、処分状況の確認)	年3回以上

(4) 食肉の微生物等による汚染を防止するため、と畜場に付設された食肉処理施設の監視等を行い、従事者の自主衛生管理の意識向上を促す指導を行います。

#### 【監視計画】

年3回以上、特に7月(夏期食品等監視強化月間)、9月(食肉衛生月間)及び12月(年末食品等監視強化月間)に、以下の施設を対象として監視を実施します。

対象施設	内容
付設食肉処理施設	食品衛生法に基づき、HACCPに沿った衛生管理や一般衛生管理の状況を監視し、指導・助言を行います。

#### 【食肉衛生月間】

特に9月の「食肉衛生月間」では、庄内保健所と連携して以下の事業を行います。

実施期間	9月1日～9月30日
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>と畜場、と畜場に付設された食肉処理施設及び食肉輸送車を対象に、食肉の衛生的な取扱い等について監視指導を行います。</li> <li>施設の細菌汚染度調査を実施します。</li> <li>と畜場等の従事者を対象とした衛生講習会を実施します。</li> </ul>



## 2 動物用医薬品の残留検査

と畜場で処理された牛肉及び豚肉等の安全性を確保するため、動物用医薬品の残留検査を実施します。

### (1) 残留動物用医薬品に関する検査

と畜場で処理された食肉について、以下の検査を実施し、流通する食肉の安全性を確保します。

項目	内容
実施時期	令和4年4月1日～令和5年3月31日
検査対象	牛（8頭）、豚（124頭）の筋肉
検査項目	抗生物質 ・オキシテトラサイクリン ・クロルテトラサイクリン ・テトラサイクリン
	合成抗菌剤 ・スルファジミジン ・スルファジメトキシ ・スルファモノメトキシ ・スルファメトキサゾール(豚筋肉のみ)

### (2) 食品衛生検査施設の精度管理（GLP）

検査の信頼性の確保を図るため、検査施設における内部精度管理、第三者機関による外部精度管理及び検査機器の保守点検等を行い、精度管理を徹底します。

## 第3 人材育成・資質向上と衛生管理技術の向上

### 1 所内研修の実施

と畜検査員の人材育成と技術の向上を図るため、以下の研修を行います。

項目	内容
新規職員研修	新たに配属されたと畜検査未経験の職員に対し、と畜検査にかかる法令根拠等の研修を行い、適正なと畜検査を実施します。

参加研修会の伝達研修	各種研修会での内容について伝達研修を行い、と畜検査及び食肉衛生にかかる技術、知見の習得を図ります。
勉強会	検査員の知識の習得を図るため、勉強会を定期的を開催します。

## 2 研修会等への参加

研修会等へ積極的に職員を参加させ、資質向上を図ります。

名称
厚生労働省食肉衛生技術研修会
厚生労働省食鳥肉衛生技術研修会
全国食肉衛生検査所協議会北海道・東北ブロック大会
全国食肉衛生検査所協議会病理部会
全国食肉衛生検査所協議会理化学部会
全国食肉衛生検査所協議会微生物部会
東北地区獣医師大会・三学会
日本食品微生物学会
山形県獣医技術研修会
山形県食品衛生・生活衛生研修会

## 3 調査研究の実施

食肉衛生の向上を図る上で重要な疾病等に関する調査研究を行い、職員一人一人の資質向上と検査技術の更なる向上を目指します。

# 第4 食の安全に関する情報の提供

### (1) 食肉検査データの還元

○生産者等へ食肉検査データ（と畜検査の結果）を還元することにより、生産性の向上を図るとともに、安全な食肉の確保を推進します。

- 現在還元している情報について、有効に活用されているのか、データ還元による効果の検証やデータの提供方法について検討します。
- (2) 消費者への情報提供
  - ホームページ等で安全な食肉に関する情報提供に努めます。
- (3) 視察・見学者の受け入れ
  - 消費者や中学生等の視察や見学を受け入れ、正しい食肉の知識の啓発に努めます。
  - 獣医学生のインターンシップを積極的に受け入れ、公衆衛生獣医師の社会的役割をアピールし、将来の山形県公衆衛生獣医師の確保に努めます。
  - 施設へ立入りする見学者等の衛生面に配慮しながら、食肉の衛生的な取扱い等についての知識の普及に努めます。

## 第3章 令和3年度 事業実績

### 1 食肉衛生検査状況

#### (1) 検査頭数

令和3年度の庄内食肉流通センターにおけると畜検査頭数は、268,093頭だった（第1表）。前年度からの検査頭数の増減は、合計で305頭減少、畜種別で見ると、牛は5頭減少、子牛は5頭減少、豚は311頭減少、めん羊は17頭増加し、山羊は1頭減少した（第3表）。

病畜の検査頭数は、394頭（前年度対比103.7%）（病畜率0.15%）で、14頭増加した（第2表）。

#### (2) 検査結果に基づく措置（第4表）

検査の結果、全部廃棄された獣畜は、260頭（牛3頭、豚257頭）で、前年度より83頭増加した。全部廃棄頭数の増減を畜種別に見ると、豚で83頭増加、牛で1頭増加し、めん羊で1頭減少した。

原因となった疾病別の内訳は、牛では「牛伝染性リンパ腫」が2頭、「炎症又は炎性産物による汚染」が1頭であった。豚では「豚丹毒」が81頭で最も多く、次いで「膿毒症」が72頭、「敗血症」が49頭、「炎症又は炎性産物による汚染」が37頭、「高度の黄疸」が7頭、「変性又は萎縮」が4頭、「高度の水腫」が3頭、「全身性腫瘍」が2頭、「尿毒症」が1頭、「サルモネラ症」が1頭の順であった。

#### (3) TSEスクリーニング検査（第5表）

令和3年度に所管と畜場へ搬入された牛、めん羊及び山羊では、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈するものはなく、TSEスクリーニング検査を実施することはなかった。

#### (4) 試験室内検査

##### ア と畜場法に基づく試験室内検査（第6表）

試験室内検査の実施件数は、308件（延べ586件）（検査頭数の0.11%）であった。分野別では細菌学検査（258件）が最も多く、次いで血清学検査（163件）、PCR法による検査（115件）、理化学検査（30件）、病理学検査（20件）の順であった。

##### イ 残留抗菌性物質検査（第7表）

病畜全頭及び一般畜の解体後検査等で抗菌性物質の残留が疑われた獣畜478頭（検査頭数の0.18%）について検査を実施したところ、抗菌性物質の残留が確認された獣畜はなかった。

##### ウ 畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査（第8表）

「令和3年度山形県畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査実施要領」に基づき、動物用医薬品等の残留について124件の検査を実施したところ、基準値を超えた

ものはなかった。

#### エ と畜場等の衛生管理に係る検査（第10表）

外部検証が導入されたことから、一般細菌数（生菌数）及び腸内細菌科菌群数を対象として、切除法による微生物試験を一般と畜場の牛52頭、豚60頭及び簡易と畜場の豚5頭で実施した。その他、一般細菌数（生菌数）を対象としたふき取り法による検査を18件実施した。

#### オ 調査研究

日常の検査において精査が必要な症例や蓄積してきた検査データについて、調査研究を行い、各種研修会及び学会等において発表した。

## 2 庄内食肉衛生検査所監視指導計画に基づいた衛生指導

- (1) と畜場の設置者が作成した衛生管理計画及び手順書の妥当性を確認し、必要に応じ改善を指導した。
- (2) と畜処理の都度、と畜場及びと畜処理の現場検査を行い、月1回以上、と畜場に対する記録検査及び監視指導を実施した（第9表）。
- (3) と畜処理の衛生状況を評価するため、微生物試験を行った（第10表）。
- (4) 牛、めん羊及び山羊の特定危険部位の除去、分別管理を徹底するよう、と畜場及びと畜場に付設された食肉処理施設に対して監視指導を行った。
- (5) と畜場に付設された食肉処理施設に対し、食品衛生監視員による立入りをを行い、食肉の衛生的取扱いと施設の衛生的管理について指導した（第9表）。
- (6) 施設の衛生指導を行うとともに、本県で食肉衛生月間と定めている9月は、と畜場及びと畜場に付設された食肉処理施設まで一貫した監視指導を実施した。
- (7) と畜場の従業員に対し、衛生知識の向上を図るため、食肉衛生を中心とした衛生教育を行った（第11表）。

## 3 と畜検査員の研修

と畜検査員の資質向上を図るため、国、県、全国食肉衛生検査所協議会、日本獣医師会及び関係団体等が開催する研修会、学会等へ参加した。

## 4 食肉衛生に関する知識の普及

リモートでの職場体験及び大学での講義等を通じて、と畜検査の実際と食肉衛生に関する知識の普及に努めた。

## 5 食肉検査データ還元事業

畜産農家の生産性向上と安全な食肉の確保を目的として、平成7年度から「食肉検査デー

「還元事業」を、家畜保健衛生所と協力して実施している。

令和3年度の食肉検査データの還元の対象は豚についてのみであった。対象となった生産者数は延べ133件（実数110件）であり、対象となった豚の頭数は延べ276,192頭（実数257,670頭）であった（第12表）。

## 6 検査統計

第1表 と畜場別検査頭数

畜種 と畜場	畜種						合計	小動物 換算頭数*	前年度小動物 換算頭数*
	牛	子牛	馬	豚	めん羊	山羊			
庄内食肉 流通センター	280	0	0	267,725	86	2	268,093	268,933	269,253
山形県農業総合 研究センター 養豚研究所 簡易と畜場	0	0	0	23	0	0	23	23	24
合計	280	0	0	267,748	86	2	268,116	268,956	269,277
前年度	285	5	0	268,060	69	3	268,422	269,277	

大動物1頭＝小動物4頭

第2表 と畜場別病畜検査頭数

畜種 と畜場	畜種						合計	前年度合計
	牛	子牛	馬	豚	めん羊	山羊		
庄内食肉 流通センター	38	0	0	353	3	0	394	380
山形県農業総合 研究センター 養豚研究所 簡易と畜場	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	38	0	0	353	3	0	394	380
前年度	37	0	0	342	1	0	380	

第3表 と畜検査頭数の年次推移（過去10年間）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
牛	626	517	466	364	247	284	336	266	285	280
子牛	27	18	43	34	23	12	21	14	5	0
馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚	269,509	262,160	255,498	259,434	265,587	261,919	267,682	267,471	268,036	267,725
めん羊	80	72	74	102	107	85	111	86	69	86
山羊	3	7	4	2	3	6	7	1	3	2
小計	270,245	262,774	256,085	259,936	265,967	262,306	268,157	267,838	268,398	268,093
豚研豚	122	76	64	30	84	88	48	29	24	23
合計	270,367	262,850	256,149	259,966	266,051	262,394	268,205	267,867	268,422	268,116

注 豚研：山形県農業総合研究センター養豚研究所簡易と畜場

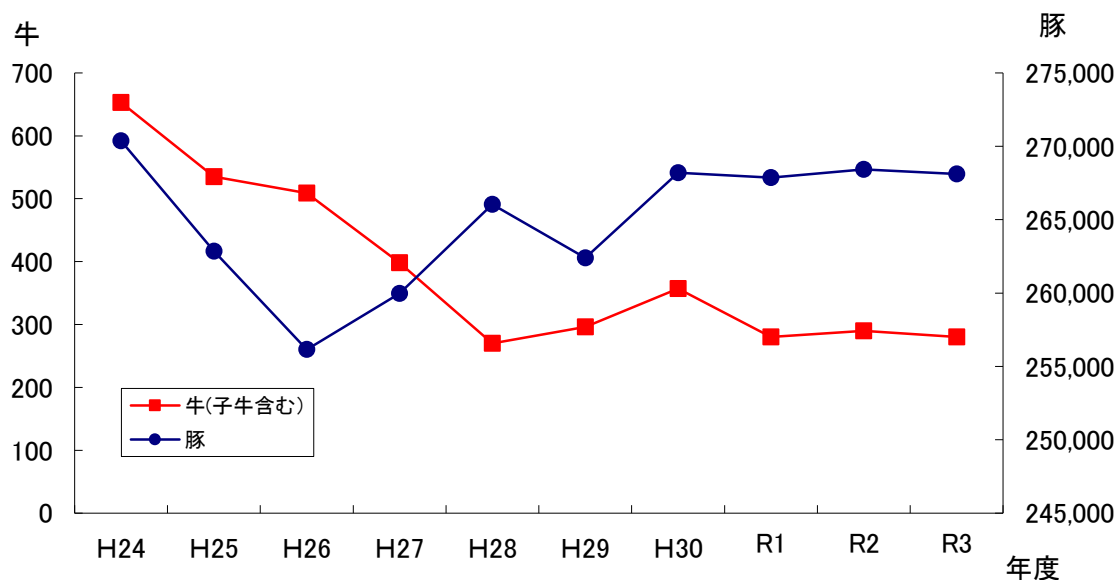


図1 牛と豚の検査頭数の年次推移



第4表 獣畜のと殺禁止又は廃棄したものの原因（養豚研究所分を除く）

畜種	検査頭数	措置区分	実頭数	検査頭数比%	疾病別頭数																						計	前年度計								
					細菌病							ウイルス・リケッチャ病		原虫病		寄生虫病			その他の疾病																	
					炭疽	豚丹毒	サルモネラ症	結核	ブルセラ症	破傷風	放線菌病	その他	豚熱	その他	トキソプラズマ症	その他	のう虫症	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	中毒諸症			炎症又は汚染による汚染	変性又は萎縮	その他					
牛	280	禁止																																		
		全部廃棄	3	1.1																																
		一部廃棄	240	85.7																																
子牛		禁止																																		
		全部廃棄																																		
		一部廃棄																																5		
馬		禁止																																		
		全部廃棄																																		
		一部廃棄																																		
豚	267,725	禁止																																		
		全部廃棄	257	0.1																																
		一部廃棄	130,962	48.9																																
めん羊	86	禁止																																		
		全部廃棄																																		
		一部廃棄	27	31.4																																
山羊	2	禁止																																		
		全部廃棄																																		
		一部廃棄																																		
計	268,093	禁止																																		
		全部廃棄	260	0.1																																
		一部廃棄	131,229	48.9																																

第5表 TSEスクリーニング検査実施状況

○牛品種別検査概要

年度	黒毛和種		交雑種		乳用種		その他の肉用種 (交雑種を除く)		計	
	去勢	雌	去勢	雌	去勢	雌	去勢	雌	去勢	雌
R1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0		0		0		0		0	
R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0		0		0		0		0	
R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0		0		0		0		0	

※ 生後24か月齢以上の牛のうち、運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈するものを対象とし、TSEスクリーニング検査を実施する。

○めん羊及び山羊検査概要

年度	めん羊		山羊	
	生後12か月齢以上	生後12か月齢未満	生後12か月齢以上	生後12か月齢未満
R1	0	0	0	0
	0		0	
R2	0	0	0	0
	0		0	
R3	0	0	0	0
	0		0	

※ 生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈するものを対象とし、TSEスクリーニング検査を実施する。

第6表 と畜場法に基づく試験室内検査状況

		牛	子牛	馬	豚	めん羊 ・山羊	計
		試験室内検査実施頭数	8	0	0	299	1
試験室内検査実施延数		10	0	0	575	1	586
内 訳	細菌学検査	1	0	0	257	0	258
	病理学検査	4	0	0	16	0	20
	理化学検査	3	0	0	26	1	30
	血清学検査	0	0	0	163	0	163
	PCR法による検査	2	0	0	113	0	115
	その他	0	0	0	0	0	0

第7表 残留抗菌性物質検査

	牛		子牛		馬		豚		めん羊		山羊		計	
	一般	病畜	一般	病畜	一般	病畜	一般	病畜	一般	病畜	一般	病畜	一般	病畜
検査頭数	38		0		0		437		3		0		478	
陰性頭数	0	38	0	0	0	0	84	353	0	3	0	0	84	394
陽性頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第8表 畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査

	置賜食肉衛生検査所 ※1		庄内食肉衛生検査所			計
	牛筋肉	小計	牛筋肉	豚筋肉	小計	
テトラサイクリン	6	6	4	74	78	84
オキシテトラサイクリン						
クロルテトラサイクリン						
スルファジミジン	4	4	4	32	36	40
スルファジメトキシシ						
スルファメトキサゾール※2						
スルファモノメトキシシ						
計	10	10	8	106	114	124

※1 置賜食肉衛生検査所から依頼を受けて庄内食肉衛生検査所で検査を実施

※2 牛筋肉については、検査対象外

第9表 監視指導及び行政処分

	監視指導延回数	指導件数	行政処分件数	告発件数
一般と畜場	15	1	0	0
簡易と畜場	1	1	0	0
付設食肉処理施設	10	3	0	0

第10表 と畜場の衛生管理に係る検査

○一般と畜場における微生物試験

検査項目 検体名	一般細菌数 (生菌数)	腸内細菌科菌群数	計
牛 枝 肉	52	52	104
豚 枝 肉	60	60	120
その他	18	0	18
計	112	112	224

○簡易と畜場における微生物試験

検査項目 検体名	一般細菌数 (生菌数)	腸内細菌科菌群数	計
豚 枝 肉	5	5	10
計	5	5	10

第11表 衛生講習会等の実施状況

実施年月日	講習内容	受講者
令和3年8月18日	令和3年度食肉衛生月間衛生講習会 外部検証における微生物試験の結果と衛生的なとさつ・解体の取り組みについて	と畜場従業員 13名
令和3年10月20日	令和3年度食肉衛生講習会 「フードチェーン・アプローチ」とと畜場における衛生管理	食品取扱業者 50名

第12表 食肉検査データ還元実績

	豚		牛	
	生産者数	データ還元頭数	生産者数	データ還元頭数
農協関係	35	48,686		
業者関係	83	205,408		
家畜診療所	11	17,227		
生産者個人	4	4,871		
合計(延べ)	133	276,192		
合計(実数)	110	257,866		

## 第4章 調査研究

No	演題名	発表学会等の名称	発表者
1	山形県内と畜場搬入牛における <i>Escherichia albertii</i> 保菌状況調査	令和3年度獣医学術東北地区学会 日本獣医公衆衛生学会東北地区	佐藤 空見子
2	サルモネラ症発生農場から搬入された豚のと畜検査の概要及び分離株の薬剤耐性状況について	第65回山形県食品衛生・生活衛生研修会	鈴木 麻友
3	と畜場衛生管理における外部検証一牛の微生物試験を中心にー	第65回山形県食品衛生・生活衛生研修会	丹 恵

## 第5章 参考資料

### 1 と畜検査手数料の推移

(単位：円)

改定年月日	牛	馬	豚	子牛・子馬		めん羊・山羊	
				100kg以上	100kg未満	6か月以上	6か月未満
S30. 4. 1	500	400	250	200	50	50	50
S31. 7. 1	500	400	250	200	50	50	20
S35. 4. 1	500	400	230	200	50	50	20
S37. 4. 1	400	300	200	200	50	50	20
S39. 4. 1	400	300	180	200	50	50	20
S41. 4. 1	400	300	150	200	50	50	20
S41. 10. 1	350	300	150	200	50	50	20
S51. 4. 1	500	400	200	300	100	100	30
S56. 4. 1	800	800	300	500	200	100	
S63. 4. 1	1,000	1,000	350	生後1年未満の牛及び馬 500		150	
H 5. 4. 1	1,100	1,100	400	550		200	

※ 県で運営する簡易と畜場のと畜検査手数料は、県手数料条例第4条の規定により減免される。

### 2 と畜場の使用料・解体料

令和4年4月1日現在 (単位：円)

	区分	牛・馬	子牛・子馬		豚			めん羊・山羊		備考	
			大	小	大	並	小	大	小		
庄内食肉 流通 センター	使用料	1,430	660		660			440		病畜は使用料を 165円加算	
	解体料	一般	4,730	2,640	1,320	3,080	1,540		1,320	660	
		病畜	10,670	4,950	2,530	5,830	3,520		2,530	1,045	
		時間外	15,620	9,328	4,504	8,723	5,076		4,504	1,801	

### 3 と畜場の概要

と畜場名	庄内食肉流通センター	山形県農業総合研究センター 養豚研究所簡易と畜場
と畜場番号	1 2	9
所在地	〒999-7762 東田川郡庄内町家根合 字中荒田 2 1 番地の 2 TEL 0234(45)1250 FAX 0234(45)1251	〒998-0112 酒田市浜中字八窪 1  TEL 0234(91)1255 FAX 0234(91)1258
設置者・管理者	庄内広域行政組合	山 形 県
とさつ解体業者	株式会社 庄内食肉公社	山 形 県
許可年月日	平成 13 年 9 月 21 日	昭和 63 年 5 月 10 日
敷地面積	40, 114 m <sup>2</sup>	
建物面積	11, 576. 86 m <sup>2</sup>	95 m <sup>2</sup>
一日当たり 処理頭数	大動物 20 頭 小動物 1, 050 頭	小動物 10 頭
汚水処理能力	1, 400 トン／日	31 トン／日
令和 3 年度 開場日数	248 日	6 日

発行 令和4年4月  
**令和4年度事業概要**（令和3年度事業実績）

編集発行 **山形県庄内食肉衛生検査所**  
〒999-7762 山形県東田川郡庄内町家根合字中荒田 21 番地 7  
電話 0234 (45) 1285 FAX 0234 (42) 3850